

事件番号 平成28年(ワ)第2407号
事件名 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件
原 告 平 和子
被 告 国

5

準備書面 22

—南スーダンの年表を踏まえればPKO五原則など存在しない—

10

2020年10月 8日

札幌地方裁判所 民事第1部 合議係 御中

15

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博 文



弁護士 池田 賢 太



20

弁護士 神保 大 地外



25

目 次

はじめに	
第1 停戦合意がなかったこと.....	2
1 南スーダンではたびたび停戦のための文書が作成されてきたが、ことごとく反故 にされ、2018年まで実効的な停戦合意は存しなかったこと	2
2 國際社会が停戦の合意に違反した行為があつたことを認めていること	8
3 合意文書が死文化していたことは一般的な認識であること	9
4 自衛隊が派遣された期間も実効的な停戦合意は存在しておらず、このことを被告 は分かっていたこと	10
10 第2 紛争当事者による同意のなかつたこと.....	12
第3 自衛隊が中立的立場にはなかつたこと.....	15
第4 まとめ	16

15

はじめに

本書面は、南スーダンの国内情勢とこれに対する国連安保理事会等の対応の経緯を一覧することで、自衛隊の南スーダン派遣が、いわゆるPKO五原則の要件を満たさず、違憲・違法な派遣であったことを確認するものである。

20

第1 停戦合意がなかったこと

1 南スーダンではたびたび停戦のための文書が作成されてきたが、ことごとく反故
にされ、2018年まで実効的な停戦合意は存しなかったこと

25

(1) 実態として戦闘のない状況の存在が必要であること

ここで、PKO五原則にいう停戦合意の存在というのは、武力による威嚇や武

力の行使を禁じる憲法9条に反することのないよう定められたものであることから、政治的あるいは形式的に停戦合意を内容とする書面が存在しただけでは足りず、実態として停戦合意が実行され、戦闘=武力行使のない状況の存在が必要である。

5 そこで、実体として停戦状態が存在していたのか否か、以下で検討する。

(2) 停戦のために作成された文書が度々作り直されていること

敵対行為の停止を含めた停戦のための文書は、以下のとおり、何度も作成されてきた。

10

2014年 1月 23日	IGADによる調停の下、SPLAとSPLA-I0が敵対行為の停止等に関する合意（COH 1）に署名
2014年 11月 9日	両派による「停戦合意（COH 1）を履行するための基盤」へ調印
2015年 8月 26日	IGAD等の仲介により、南スーダン政府が衝突解決合意（ARCSS）に署名し、成立（恒久的停戦や国民統一暫定政府設立等を規定）。
2017年 12月 21日	衝突解決合意の再活性化を目指し、IGADがハイレベル再活性化フォーラムを開催。南スーダン関係者が敵対行為停止等に合意（COH 2）。
2018年 6月	南スーダン関係者が恒久的停戦を含むハルツーム宣言を採択。
2018年 9月 12日	再活性化された衝突解決合意（R-ARCSS）調印

しかし、そもそも、停戦のための文書が何度も作成されているということは、形式的には停戦のための文書が作成されたものの、現実には停戦合意が履行されず、戦闘状態が続いていることの端的な証左である。

15

(3) 2014年以降の戦闘

例えば、2014年1月及び11月には、敵対行為の停止等に関する文書が作成されたが、「2014年1月23日の停戦合意、両者による2014年5月9日の再確認、及びARCSSの実施の一環として同停戦合意の再確認にもかかわらず、戦闘は続いている」（甲A47／UNMISSとOHCHR＝国連人権高等弁務官事務所が共同で作成し発表した報告書「11」）と報告されている。

2014年8月には、国連のヘリが撃墜され、反政府勢力によってIGAD（政府間開発機構）の監視検証チームが拘束されている（甲A43／国連安理会決議2252）。なお、同決議は、国連に対する武力攻撃が、「2012年12月のSPLAによる国連ヘリへの攻撃、不明武装集団による2013年4月の国連の車列への攻撃」「2015年10月の上ナイル川のUNMISS要員の拘束と設備の略奪」等々と、「政府、反政府勢力及びその他の集団による国連とIGADの要員と施設への攻撃」が一貫して続いていることを糾弾している。

2014年10月29日には、SPLA/AinOという反政府勢力が、ユニティ州ベンチウを攻撃し、最低でも11人の民間人を殺害し、レイプ・殴打・誘拐などの深刻な人権侵害を行った（甲A39／安理会決議2206によって設置された南スーダンに関する専門家委員会の暫定報告書「49」）。

また、2015年8月26日の衝突解決合意（ARCSS。甲A40）の文書作成の前後にも、ユニティ州で政府軍と反政府軍がニアルディウ地域を奪い合う戦闘が生じ、政府軍によるコック町や周辺の村々を攻撃し、9月～10月にも死傷者の多数出る戦闘が生じた。その他の地域でも戦闘が断続的に発生していた（甲A261の2国連事務総長報告151123、甲A262の2翻訳）。

(4) ARCSS合意後の内戦の状況

ARCSSは、南スーダンの内戦を終結させ国民統一暫定政府を構成するための重要な合意であった。しかしながらこの重要な合意は、政府側と反政府側の両

武装勢力により一貫して破られた。このことは2016年2月22日付安保理決議2206に基づく南スーダン専門家パネルの最終報告（甲A46）の以下の記述で明らかである。

「2015年8月に調印した「南スーダン共和国における紛争の解決に関する合意は、意味のあるほどの暴力の削減という結果をもたらしていない。本報告の提出時点、2015年12月半ばの時点では、両当事者ともに、和平合意に述べられた「永続的な停戦」に一貫して違反しており（中略）。和平合意構想されている「国民統一移行政府」の樹立に向けた前進はごくわずかにすぎない。」

10 安保理も同様の認識であった。2016年5月31日付安保理決議2290号（甲A261の5、甲A262の5翻訳）は以下のように述べている。

「「合意」の署名後も含め、「合意」の定める恒久的停戦に当事者が違反していること、（中略）政府による国連南スーダンミッション（UNMISS）部隊地位協定の違反について特に述べている、2015年12月の国連専門家パネル報告書（S/2016/70）に注意し、（中略）「合意」署名後も双方とも引き続き武器及び軍事装備品を引き続き取得しているという専門家パネル最終報告書の結論に留意し、また、そのような武器・軍事装備品の取得は、恒久的停戦の違反を促すことによって本協定の履行を損なうことに留意」

20 （5）2016年はそもそも停戦のための書類が作成されておらず、UNMISS軍事部門のトップも停戦状態を否定していた

また、2016年4月には暫定政権が発足したが、戦闘は無くならず、同年7月には首都ジュバで激化した。これがいわゆるジュバ・クライシスである。このジュバ・クライシスの状況や自衛隊の状況については、原告準備書面1（2017年2月17日付）、原告準備書面16（2019年1月10日付）や甲A18号証（「NHKスペシャル」動画とその書証化）、甲A254号証（2016年

1 1月1日付国連独立調査団報告書要約文)としなどで詳しく触れている。

2016年には停戦状態など全く存しなかったのである。

2016年 7月8日	ジュバ市内で300人以上が死亡する激しい内戦が開始、中国兵も死亡
---------------	----------------------------------

5 2016年11月24日、UNMISSの楊超英軍司令官代理は、2015年8月以降も各地で散発的な戦闘が続いていると指摘し、「和平合意が維持されているとは言えない」と述べた。また、陸上自衛隊が活動していたジュバの治安状況は、「予測不可能で非常に不安定」と述べ、厳しい情勢認識を示した（甲A265朝日新聞「南スーダン『和平合意維持されず』PKO軍司令官代理」）（2017年2月17日付準備書面1でも主張済み）。

現地情勢を誰よりも詳しく知っているUNMISSのトップが、停戦状態など無かったことを認めたことの意義は大きい。

(6) 国連報告書でも戦闘状況の存在が報告されていること

15 また、国連の報告書でも、戦闘状況については、以下の記載をはじめとする多数の戦闘状況が報告されている（甲A261、甲A262）。この一部分については、準備書面1でも主張済みである。

2015年 11月23日 (甲A261 の2、甲 A262の2)	南スーダンに関する事務総長報告書（2015年8月20日から11月9日までの期間を扱うもの） <ul style="list-style-type: none">・ユニティ州では、「民間人も引き続き標的とされ、強かん、殺害、略奪、家屋の焼き払いが広範に行われているという報告がある」・中央エクアトリア州では、「政府軍は、家屋を燃やし、商店を略奪し、反対勢力の要員をかくまっていると疑った民間人を標的にしたとされ
--	---

	ている」
2016年 1月22日 (甲A261の 4、甲A262 の4)	安保理決議2206(2015)に従って設置された南スーダンに関する専門家パネルから安保理議長に宛てられた2016年1月22日付の書簡 ・ユニティ州の人道的危機の状況は、反対勢力がそこを支持の拠点とすることを防ぐために政府が自国民に対して繰り返し攻撃を加えているために壊滅的になっている
2016年 5月31日 (甲A261 の5、262 の5)	国連安保理決議2290(2016)が採択された。 ・人権侵害の規模、激烈さ、深刻さは敵対行為の継続につれて増していったこと、並びに、超法的処刑、強かんその他の性暴力、強制失踪、恣意的抑留、国際人道法違反を含む人権侵害であって戦争犯罪及び／又は人道に対する罪にあたりうる行為が行われた

つまり、国連の報告書からも、南スーダンにおいては、2015年から2016年にかけて断続的に戦闘が行われ、しかもその状況が悪化していくことも見て取れるのである。

5

(7) 2017年以降の戦闘

2017年も戦闘は継続しており、この点は、準備書面(5)(2017年9月11日)で触れている。

その後、2017年12月21日に敵対行為停止等に関する合意(COH2)が締結されたが、この時期に至って、改めて敵対行為の停止等に関する文書が作成されたことが、2017年末まで戦闘行為が継続していたことの証左である。

10
15

さらに、この2017年末に敵対行為停止等に関する文書が作成された直後から戦闘があったことも報道されており(朝日新聞2017年12月25日、甲A266)、同文書が作成されたからといって直ちに戦闘が無くなったわけではない。

(8) 小括

以上のとおり、南スーダンにおいては、政治的あるいは形式的に停戦のための書面が作成されたことがあったものの、国内各所で戦闘が頻発し、国連までその標的とされていたのであり、実体として停戦合意が存在していたとは言えず、特にジュバ・クライシスのあった第10次隊や、その後に派遣された第11次隊が活動した当時において、現地に戦闘状況がなかったとは到底言えない。

2 國際社会が停戦の合意に違反した行為があつたことを認めていること

2015年11月23日に発せられた南スーダンに関する事務総長報告書（甲A261の2、甲A262の2）では、「恒久的停戦を宣言したにもかかわらず、本報告書の対象期間中、・・・衝突は続いた」と明記されており、停戦合意が実効的でなかつたことを顕著に物語る。具体例として、ユニティ州では、「民間人も引き続き標的とされ、強かん、殺害、略奪、家屋の焼き払いが広範に行われているという報告がある」とし、中央エクアトリア州では、「政府軍は、家屋を燃やし、商店を略奪し、反対勢力の要員をかくまっていると疑つた民間人を標的にしたとされている」との報告がなされている。

また、安保理決議2206（2015）に従つて設置された南スーダンに関する専門家パネルから安保理議長に宛てられた2016年1月22日付の書簡で（甲A261の4、甲A262の4）は、政府とSPLA/A反対勢力との間で2015年8月に調印された「南スーダン共和国における紛争解決のための合意」は、軍事行動を目立つて減らす結果を生まなかつたとされている。また、協定で述べられた国民統一暫定政府の設立に向かつての進展は、ほとんどない状態である、との指摘もなされていた。

さらに、2017年12月21日付で調印された敵対行為の停止合意の冒頭では、以下の文章が記載されている。（参考 URL

[https://sudantribune.com/IMG/pdf/final cessation of hostilities
agreement 20171221.pdf](https://sudantribune.com/IMG/pdf/final cessation of hostilities agreement 20171221.pdf)）（甲A263）

DEPLORING the continued violations of ceasefire agreements and declarations in South Sudan, and HAVING IN MIND the lack of genuine will and robust mechanisms to ensure enforcement and compliance with those commitments;

5 これは、以下のように翻訳することが出来る（甲A 2 6 4）。

南スーダンにおける停戦の合意と宣言の継続的な違反を遺憾に思い、これらへのコミットメントを強制し履行する真摯な意思と強力なメカニズムが欠けていることを念頭に置き、

10 以上のとおり、停戦合意に反した行動がなされていたことは、国連安保理において明確であつたし、何より、南スーダンにおける内戦（上記合意書3枚目の3パラグラフには「the war」と記載されている）の当事者やそれを仲介した他国の代表が調印した合意に、「停戦の合意と宣言の継続的な違反」があったことが明記されているのである。

15 このように、停戦の合意に違反した行為があつたことは、国連安保理においても、また、停戦の当事者や仲介国においても明瞭なのである。

3 合意文書が死文化していたことは一般的な認識であること

たとえば、南スーダンの和平をめぐる周辺国の関与についての研究を行っている松波康男教授は、以下のとおり述べている（甲A 2 6 8）。

20 2011年に南スーダンは分離独立を果たしましたが、そのわずか2年後、キール大統領率いる SPLM/A と、マシャール前副大統領率いる SPLM/A-I0との戦闘が勃発しました。和平協議は和平合意文書へのキールらの署名という形で結実しましたが、1年を待たずに両軍による戦闘行為が勃発し、合意文書は事実上死文化しました。

25 (明治学院大学 HP

<http://soc.meijigakuin.ac.jp/gakka/staff/matsunami.html>

また、松波康男教授は、「南スーザンにおける紛争解決合意（ARCSS）」署名をめぐる IGAD 加盟国の関与（甲 A 2 6 7）において、以下のとおり述べている。

2016年4月、新たに南スーザン国民統一暫定政府（Transitional Government of National Unity: TGoNU）が樹立された。これより、ARCSS を履行するかたちで、SPLM/A と SPLM/A-I0 が1つの国軍として首都防衛を担うこととなった。しかしながら、和解状況に大いに疑いのある2軍から構成された国軍が亀裂を見せるのに、時間はかからなかつた。（中略）

マシャールは空爆を含む苛烈な攻撃を避けてジュバを脱出し、徒步で南下し、翌月コンゴ民主共和国で発見された。その後、マシャールは移送先のハルツームから、暫定政府崩壊を一方的に宣言するとともに、キール政権に対する武装抵抗の開始を告げた。スーザンから南アフリカに移動したマシャールは、ARCSS が既に死に体であり、紛争解決のためには新たな和平協議が必要であるとメディアを通じて繰り返し主張した [Sudan Tribune 2016c]。

このように、南スーザンにおいて合意文書が死文化していた、つまり実態として停戦合意が実行されていたとはいはず、戦闘のない状況は存在しなかつたという事実は、研究者の間でも一般的な認識である。

4 自衛隊が派遣された期間も実効的な停戦合意は存在しておらず、このことを被告は分かっていたこと

自衛隊の派遣について、第1の停戦合意と合わせて並べると、第5次隊から第11次隊まで停戦合意が履行されていない期間に派遣されていたことは明らかである。

特に、原告の子が派遣される可能性のあった第10次隊においては、大規模な戦闘を体験してしまうほどに、停戦合意などない状況だったのである。

2013年11月	第5次隊を派遣（約400人／中部方面隊）
2013年12月15日	首都ジュバにおいて大統領警護隊同士で戦闘が発生
2014年1月23日	IGADによる調停の下、SPLAとSPLA-I0が敵対行為の停止等に関する合意に署名
2014年5月	第6次隊を派遣（約400人／北部方面隊）
2014年8月	国連ヘリが撃墜され、反政府勢力によってIGAD（政府間開発機構）の監視検証チームが拘束された
2014年11月	第7次隊を派遣（約350人／東北方面隊）
2014年11月9日	両派による「停戦合意（COH1）を履行するための基盤」へ調印
2014年12月	首都ジュバの衝突で内戦状態へ
2015年3月6日	キールとマシャールの交渉が決裂して和平協議が崩壊
2015年5月	第8次隊を派遣（約350人／西部方面隊）
2015年8月26日	IGAD等の仲介により、南スーダン政府が衝突解決合意（ARCSS）に署名し、成立（恒久的停戦や国民統一暫定政府設立等を規定）。
2015年11月	第9次隊を派遣（約350人／中部方面隊）
2015年11月23日 (甲 A261 の 2、甲 A262 の 2)	南スーダンに関する事務総長報告書 「恒久的停戦を宣言したにもかかわらず、本報告書の対象期間中、・・・衝突は続いた。」などの記載
2015年12月15日 (甲 A261 の 3、甲 261 の 3)	国連安保理決議2252(2015)が採択 「民間人を実効的に保護するためジュバ周辺でのいかなる暴力激化（中略）の場合に（中略）個人の安全な移動を促すために必要なジュバの中心的なインフラを保護する」などの記載
2016年1月22日 (甲 A261 の 4、甲 262 の 4)	南スーダンに関する専門家パネルから安保理議長に宛てられた書簡 「南スーダンに関する専門家パネルから安保理議長に宛てられた2016年1月22日付の書簡」などの記載
2016年2月17日	マラカルの国連基地内を政府軍兵士が襲撃し、国境なき医師団を含む1

	8名が死亡
2016年5月	第10次隊を派遣（約350人／北部方面隊）
2016年7月8日	ジュバ市内で300人以上が死亡する激しい内戦が開始、中国兵も死亡
2016年11月	第11次隊（東北方面隊）を派遣
2017年12月21日	衝突解決合意の再活性化を目指し、IGADがハイレベル再活性化フォーラムを開催。南スーダン関係者が敵対行為停止等に合意。
2018年6月	南スーダン関係者が恒久的停戦を含むハルツーム宣言を採択。
2018年9月12日	再活性化された衝突解決合意（R-ARCSS）調印

自衛官が派遣された期間は、南スーダンでは、繰り返し停戦へ向けた協議が行われていた期間であり、上記のとおり戦闘が南スーダン国内各所で発生していた期間である。

5 よって、形式的には停戦合意が存在してはいたが、実質的には履行されておらず、戦闘行為＝武力行使が収まらない状況だった。

特に、2015年以降、国連安保理決議や安保理への報告文書が相次いでおり、第10次隊の派遣前には、停戦合意のないことは明らかであったし、ジュバ・クライシスが発生した2016年7月にはもはや疑いを入れる余地のない状況であった。

それにもかかわらず、被告は、第10次隊の南スーダン派遣を強行し、ジュバ・クライシスを経ても帰国させることなく、それどころか、2016年3月施行の安保関連法に基づく「駆付け警護」等の新たな任務を付与した第11次隊を派遣し、自衛官の心身をよりいっそう危険にさらしたのである。

15

第2 紛争当事者による同意のなかったこと

訴状でも述べたとおり、PKO派遣が許されるためには、当事者による同意が存在し続けていかなければならない。

ところが、南スーダンでは、以下の出来事が生じていた。

20

2013年 12月15日	首都ジュバにおいて大統領警護隊同士で戦闘が発生
2014年 8月	国連ヘリが撃墜され、反政府勢力によって IGAD（政府間開発機構）の監視検証チームが拘束された
2015年 8月21日	国連事務総長報告 P K Oに対する攻撃 102件のうち92件は政府軍によるものと認定
2015年 10月9日	国連安保理決議 2241 (2015) が採択された。 ・UNM I S Sの要員及び国連施設に対する攻撃と脅威を最大限に非難する
2015年 11月23日 (甲 A261 の 2、 甲 A262 の 2)	南スーダンに関する事務総長報告書 (2015年8月20日から11月9日までの期間を扱うもの) 平和維持部隊や人道支援要員は、受け入れがたい移動制限や、身体的暴行、ハラスメント、脅迫、身体拘束を受け続けている。
2015年 12月15日 (甲 A261 の 3、 甲 A262 の 3)	国連安保理決議 2252 (2015) が採択された。 民間人を実効的に保護するためジュバ周辺でのいかなる暴力激化をも防止しつつそれに対処するため並びにそのような暴力激化の場合に人道支援活動家その他の個人の安全な移動を促すために必要なジュバの中心的なインフラを保護する
2016年 1月8日	治安の悪化とその継続を懸念する UNHCR の配信記事
2016年 1月22日 (甲 A261 の 4、 甲 A262 の 4)	安保理決議 2206 (2015) に従って設置された南スーダンに関する専門家パネルから安保理議長宛てられた 2016 年 1 月 22 日付の書簡 南スーダン国連ミッション (UNM I S S) の要員は、日常的に攻撃され、ハラスメントを受け、抑留され、脅迫され、脅威にさらされている。
2016年 2月17日	マラカルの国連基地内を政府軍兵士が襲撃し、国境なき医師団を含む 18 名が死亡
2016年	日報 「SPLA からのハラスメントに注視が必要」 「UN ハウス周辺におい

7月7日	て射撃事案が発生」
2016年 7月10日	中国派遣部隊のリー・レイが携行式ロケット砲による攻撃で死亡
2016年 8月12日	安保理 2304号 内戦対策として地域防護軍4000人の増派を決定
2016年 8月12日	安保理 2304号決議 いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦をすべき
2016年 8月13日	南部イエイで市民2名と兵士1名が死亡
2017年 2月17日	マーシャル大統領 「我々は戦い続ける」「非常に悪い状況だ、昨年7月以来戦闘が拡大し、大虐殺が続いている」「和平合意はすでに崩壊している」
2017年 3月14日	東部イロール郡で武装集団により市民2名死亡、国連職員ら3名が負傷
2017年 3月26日	NGO職員6名が、ジュバから東部ピポルへ向けて移動中に殺害された
2017年 5月19日	国連報告書 政府軍がイエイで少なくとも市民114人を殺害

これらの事態が生じているということは、南スーダン政府を初めとする紛争当事者が、自衛隊を含めた他国軍隊の駐留を肯定的に受け止めていない証左である。

少なくとも、紛争当事者が自衛隊のPKO派遣に同意しているから安全であるとか、紛争当事者が同意しているから自衛隊と対峙することはない、という状況ではなかったことは明らかである。

このことは、第10次隊の派遣前から明らかであったし、第10次隊の派遣後にはより一層顕著になったというべきである。

第3 自衛隊が中立的立場にはなかったこと

訴状及び準備書面（8）（2018年2月16日付）でも主張しているが、現代における国連PKOは「中立」の部隊ではない。

5 2000年8月の「プラヒミレポート」では、公平性の原則につき、現地勢力に対して等距離中立ではなく、国連憲章の原則とそれに基づく任務に忠実に活動することと再構成し、PKO要員は自己の生命・身体だけではなく、PKO部隊や保護対象に対する攻撃があった場合には、その根源を鎮圧するために十分な反撃を可能とするような強力な交戦規則（ROE）を有することが必要だとされている。

10 さらに、実体面からみても、UNMISSでは、以下の状況があった。

2013年12月24日	UNMISS司令部　自衛隊に対し火網の連携を要請
2014年5月	UNMISSの主任務が文民保護に変更
2014年5月27日	安保理 2155決議 UNMISSの任務を変更し住民保護を筆頭任務とし、PKO部隊の兵力の上限を引き上げ
2015年11月23日	UNMISSの任務見直しに関する国連事務総長の特別報告（甲A261の2、甲A262の2）
2015年12月15日	UNMISSの部隊を規模を・・・増強することを決定（甲A261の3、甲A262の3）
2016年1月22日	国連 安保理決議2206に基づく南スーダン専門家パネルの最終報告（甲A261の4、甲A262の4）
2016年8月12日	安保理 2304号 内戦対策として地域防護軍4000人の増派を決定
2016年8月12日	安保理 2304号決議 いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦をすべき

UNMISは、いわゆるジュバ・クライシスに至ったのちの2016年8月12日以降、国連安保理決議に従い、いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦をするということになった。これは、ブラヒミレポートにいう「現地勢力に対して等距離中立ではな」く、「十分な反撃を可能とする」体制となったことを意味する。

したがって、現代におけるPKOはそもそも等距離中立な組織ではなく、実際にもUNMISは、国連安保理決議に基づき中立的立場ではなかったのであり、UNMISに参加している自衛隊もまた、中立的立場ではなかったのである。

第4 まとめ

以上のとおり、南スーダンにおける出来事を一覧することで、自衛隊の派遣に関して、いわゆるPKO五原則の要件が、ことごとく欠けた状況であったことは明らかである。特に、ジュバ・クライシスが発生した2016年前後の状況について、停戦もなければ駐留への同意もなく、自衛隊を含むUNMISが政府軍や反政府軍等に対して中立でもなかつたことは、国連においても、紛争当事者においても、研究者の間においても、ごく当然の認識であった。

派遣された自衛隊においても、この認識は当然に共有されており、だからこそ、2013年には撤退が検討され、2017年に急速撤退が決められたのである。

ところが、この2016年当時、世界で唯一、日本政府だけが、南スーダンにおける戦闘=武力行使の存在を否定し、PKO五原則が「崩れたとは思っていない」「平穏な状況が続いている」と虚構の事実を強弁し（2016年7月29日菅義偉官房長官（当時）の記者会見での発言）、第10次隊、第11次隊を南スーダンへ派遣し続けた。日本政府は、外務省や防衛省を通じ南スーダンの現状を認識していたにもかかわらず、それを殊更に隠蔽し、自衛官の生命及び身体を危険にさらし、自衛官はもちろんのこと、原告を含めたその家族にも、深刻な精神的苦痛を与えたのである。

以上